



法社会学叙説・春雷編

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-04-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 和田, 安弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002819

法社会学叙説・春雷編

和田 安弘*

はじめに

法社会学という学問を専攻する本稿筆者の研究活動については、最近刊行された拙著『紛争と共感のリアリティ』にその大筋が述べられている¹。それ以前に著した諸論稿の論点にも言及しているので、研究内容の概観および詳細な考察への導入としてこれを参照していただければ幸いである。本稿は、それら既述論点のすべてを視野に入れながら、これまでには語り尽くされていないメッセージを、新たな構成と語り口で「叙述」しようとするものである。これによって、より広い範囲の人々の間で問題を共有し議論の輪を広げていけるようになると考えている。

もとより法社会学の広大な学問領域を覆い尽くすような作業がここでできると思われない²。しかし、僅かでもできることはあるに違いないし、それをしないのは怠慢（というより、残念・心残り）なことのように感じられる。ささやかな試みではあるが、遮るものない展開には常に大きな可能性が秘められている。新しい世界が拓かれる喜びがある。それがあなたにも届きますように。

第1講（社会とは何か）

大人でも子供でも、ほとんど誰でもが知っている「社会」という言葉ではあるが、その意味を簡潔に述べよと言われたら、多くの人が戸惑うに違いない。よく知って

* 大阪府立大学人間社会学部人間科学科

¹ 和田安弘『紛争と共感のリアリティ：「リアリティの共有」に関する法社会学的考察』大阪公立大学共同出版会、2012年。

² 私の師が還暦を迎える頃に公刊された著書（石村善助『法社会学序説』岩波書店、1983年）の「序説」という表現の意図するところは何であったのか。かつてそのように思ったことがある。愛読されていたE・エールリッヒ『法社会学の基礎づけ』（*Grundlegung der Soziologie des Rechts*）の「基礎づけ *Grundlegung*」という言葉が意識されていたのかもしれないが、理論と実証の双方ともに視野に入れたときの「法社会学」の世界の奥深さを前にして、謙虚にして適切な表題を選択された結果が「序説」という表現になったものと、今はそのように理解している。

いる言葉ほど、それを明確に定義するのは難しいものである。言葉の使われ方というのは、通常、遂行的なものであり、現に支障なく使われていることによってその通用性が保証されている言語ゲームであることを考えれば、それも当然のことであろう。しかし、学問という営みは、その遂行的通用性に対して意図的な切込みを行うことによって、それまで語られることのなかった前提を掘り起こす作業でもある。それゆえ、法社会学を語るためには、まず、「社会とは何か」という基本的な問いに立ち返ることから始めなければならない。

社会とは何か。それは、「社会」を構成する諸個人間の相互行為を可能にする装置のようなものであるが、もちろん、物理的存在ではない。それには目に見える形はないが、意味のシステムとして、諸個人を縛る力がある。例えば、世界中のモノには、そのほぼすべてに名前がつけられているが、諸個人は、社会的に定着しているその「名前」とそれに付随するおおよその意味を知ることが求められる。そうした「物知り」になることが、社会で生きていくためには必要なのである。

それは何故なのか、以下に考えてみたいと思う。世界を切り分け、世界中のアレコレを人間の認識対象としていくという人類共通の営みは、世界に意味というものを見出そうとする営みであると言ってもよい。モノに「名前」をつけることがそのもっとも単純な例になるが、世界中のアレコレは人間の認識対象として切り取られることで、そこに「意味」が生まれる。原初的な意味の生成メカニズムについてここで詳しい検討に入ることはしないが、この問題関心には、言語の特性への言及とともに、G・H・ミードが興味深い説明を試みている³。

生み出された「意味」は、人間の場合、言語化されて社会の中に定着する。したがって、通常は、意味の世界は言語という世界の中に展開する。我々はみな、幼児期から、社会の言葉を覚えるように躰けられるが、それはとりもなおさず、社会の

³ ミードの語る「意味の生成」とは以下のようなことである。後掲p.75以下参照。ある有機体AがBに対してある振舞い (gesture) をして、それがBにとってはAによるその後の行動を指し示すものと受け取られたとすれば、最初の振舞いはそのように理解された限りでの「意味」をもっている。つまり、Aの振舞いに(その後に出現する)意味がすでに胚胎してはいるが、それはあくまでBの反応を介することによって出現する。さらに、この意味が社会の中で言語化されているならば、最初の振舞い(=言語による振舞い)の意味を、そのときすでにA自身が半ば理解していることになるのであるから、人間の相互行為は誤解という局面を孕んで(「そうじゃないんだよ!」)さらに複雑な営みとなることは明らかであろう。参照文献は以下のとおりである。George Herbert Mead, *Mind, Self, and Society*, Univ. of Chicago Press, 1934 (Paperback 1967).

中に蓄えられた意味を覚えていくことであり、より具体的には、社会の中のさまざまな決まりごとを覚えていくことに他ならない。こうして社会的ルールは一人ひとりの個々人に内面化・内在化されるのである。

社会を「社会を構成する諸個人間の相互行為を可能にする装置のようなもの」と表現したのは、以上のような理解に基づいてのことである。人間に文明というものが備わった後では、我々はみな、すでに意味の蓄積された社会に生まれ落ちるのであるから、意味はすべて社会からやってくる。そう言い切ってもよいであろう。しかし、そもそも人間は何故そのような意味の世界に生きるのでしょうか。その問いに答えるために私が用意する小道具がある。それが SMAP 図式である。

SMAP とは、生存 (Survival)・維持 (Maintenance)・情愛 (Affection)・追及 (Pursuit) という人間の基本欲求のことである⁴。人間も生き物であるから、当然に生存欲求を

⁴ 人間の基本欲求についての議論は、私が SMAP 図式を語るずっと以前に、A・H・マズローによって詳細に展開されており、その詳細については別稿に譲らざるをえないが、その議論は私が SMAP 図式を語るときは力点を異にしている。マズローの挙げた基本欲求は5つであり、身体維持 (Physiological Needs)・安全 (Safety Needs)・帰属&愛 (Belongingness and Love Needs)・自尊 (Esteem Needs)・自己実現 (Self-actualization Needs)へと段階的に位置づけられている。より低次の欲求が満足されるとより高次の欲求が順次出現する (自覚される) 構造が想定されており、それぞれの段階での欲求が満たされたならば、個体はその不充足状態から解放されて、未充足のより高次の欲求へと関心を移行させるということである。マズローは、「満たされた不足はもはや不足ではないのであり、個体は [その不充足状態からは解放されて] 未だ満たされていない欲求のみに指向するようになるのである “a want that is satisfied is no longer a want. The organism is dominated and its behavior organized only by unsatisfied needs”」(後掲 p.18) と述べている。このようにして、より低次の即物的な欲求からより高次の社会的な欲求へと志向を上昇させていき、社会の中に確かな居場所を確保し、自尊の状態を保てるような社会的承認を得られた個体は、最後に、「その人が潜在的にもっている可能性を実現しよう “to become actualized in what they are potentially”」(後掲 p.22) とする自己実現の願望に至る。マズローは、人間がこのような基本欲求をもつことは本能的行動であると考え (後掲 p.52 以下参照)、その仮説を支持するデータと理論の検討へと議論を展開する。そしてさらに、この基本的構図を心理臨床的な諸問題に適用し、心 (と身体) の健康は、その基本欲求が満たされているか否かによって基本的には決定されることがらであること、また、最終欲求である自己実現が満たされている状態ではいかなる人間像を見ることになるのかということの思索へと議論が展開する。このような構想で論じられるマズローの議論と、私の SMAP 図式の議論とでは力点が異なることは、以上の説明および本稿本文からもおわかりいただけるものと思われる。この問題に関して参照した文献は以下のとおりである。Abraham H. Maslow, *Motivation and Personality*, 3rd ed., Longman, 1987. なお、邦訳『(改訂新版) 人間性の心理学』(小口忠彦訳・産業能率大学出版部、1987年)は、原著第2版(1970年)の全訳である。第3版 (Robert Frager 他編集) では、それがさらに精緻な構成に整理されている。本稿での議論は、上記の引用を含め、すべて第3版に基づくものである。

持つ。それがなければ、種としてはとうの昔に絶滅していたことであろう。食糧や水や安全などの確保は、生きるためには必須の条件である。しかし、人間以外の動物と人間が共通に持つこの欲求が確保された後にも、人間には、その他の動物には明確には（あるいは自覚的には、とすべきかもしれないが）見られないような欲求が存在する。時間感覚のある人間であるために、生存の確保を企図すれば将来をも見通した営みが必要となり、それが富や財の蓄積をもたらし、ひいては人間社会に貧富の差や権威ないし権力の構造を生み出すことになる。さらに、社会的動物である人間は孤独には耐えられないので、その社会性が「愛すること (loving)」の必然性を導き⁵、他者や社会に受け入れられる人間となること（帰属感が満たされ、敬意を払われる自我を維持できること）が希求されるようになる。そして、そのような自我に、自分自身で思い描く「自分らしさ」を見ることができれば、その生は人間として十分に満たされたものになるに違いない。

人間にとって、社会とは、これらの基本欲求を満たしてくれる装置なのである。極限的な事例を別にすれば、人間は社会なしには SMAP のどれひとつ満たすことはできない。それは、意味を離れた世界においては人間が SMAP を満足させることはできないからである。人が生きるということは、すなわち、人間の相互行為を可能にする「意味」を生み出し蓄積する装置である社会の中に生きるということなのである。社会なしには、我々は人間としては生きていけない、ということになる。

最後にひとつ応用問題を考えてみよう。人間も生まれ落ちたときには、そしてその後しばらく乳幼児として生きている頃にも、おそらく、大人になってからは当然となる「意味の世界」での生活はしていなかったことだろう。つまり、他の動物と同じように人間も、環境（ソトの世界）と、意味や言語の介在なしに、直に、向き合っていたはずである。ならば、大人になってからも、ときにはその昔の姿のように、世界を直接に感じ取ることはできないのだろうか。思うのでも考えるのでもなく、すでに存在する既成の意味に絡めとられることなく、感じるままに世界を受けとめる。そんなことができないだろうか。

大学での講義の際に、この話題を取り上げたことがある。それを真剣に受けとめて、ある学生がレポートの中でこう答えてくれた。「考えるのをやめようと考えて」

⁵ 社会現象としての「愛（すること）」の重要性については、E・フロムの議論が参考になる。フロムによる関連する著作（Erich Fromm, *The Art of Loving*, 1957 など）および前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第3章参照。

しまう自分を発見した、と。確かに、通常、我々は当然のように「意味の世界」の中で生きていて、そこから一步も出ることがないようにも思われる。しかし、言葉にできないような素晴らしい音楽や自然の驚異との触れ合いがあったとき、あるいは突然の危険が切迫したときなど、大人の世界にも、「意味」を超えた、世界との直接的な出会いはあると思われる。我々も、ときには、そのような感性を取り戻してみてもどうか。そのことはまた、我々に意味（ないしは、それを伝達可能にする社会）の意義の大きさを知らせてくれることになるであろう。

第2講（社会化と社会統制）

第1講で述べたことをここにそのまま引用する。「我々はみな、幼児期から、社会の言葉を覚えるように躰けられるが、それはとりもなおさず、社会の中に蓄えられた意味を覚えていくことであり、より具体的には、社会の中のさまざまな決まりごとを覚えていくことに他ならない。こうして社会的ルールは一人ひとりの個々人に内面化・内在化されるのである。」このように社会のメンバーが当該社会のルールを覚えていくこと、社会の側から言えば、メンバーに社会のルールを仕込んでいくこと、これが「社会化 (socialization)」と呼ばれる過程の内容である。

したがって、社会化の機能として考えられることは、概ね次のようなことだと言える。1. 社会の構成員である諸個人の自我を「社会的自我」（すなわち、個人の自我の発現が社会秩序の維持と衝突することのないような、自分のことを考えてする行為の中に社会的要請が組み込まれているような構図を内面化している自我のこと）に育て上げること、および、2. そのことによって社会単位での特性（すなわち、社会の文化特性）が世代を超えて受け継がれていくことを可能にすること、である。これらの二点は、本来、一体のものであるから、社会化とは、構成員である諸個人（ヒト）を社会の中で生きる「人間」に変容させることによって、個人と社会の相互規定（「社会の中で生きて（生活して）いる個人、そしてその個人の中に生きて（息づいて）いる社会」⁶）を実現させる過程だということにもなる。

社会化には段階があると考えたほうがわかりやすいであろう。幼児は、親などの

⁶ 和田安弘『法と紛争の社会学：法社会学入門』（世界思想社、1994年）p.28より引用。

社会の代理人(社会と社会化される個人とを実際に結びつけるエージェント)から、あれやこれやの社会的ルール(法、慣習、村のしきたり、家のきまり、仲間同士のエチケット、等々)を教え込まれるが、幼児本人にとっては、これらの決まりごとはどれも相当に鬱陶しいものであるに違いない。例えば、ミルクは飲むだけでなくテーブルにこぼして(ヌルヌル状態を作って)遊ぶことのできる道具でもありうるのに、社会のルールはこうした創造的な生に手かせ足かせをはめてしまうことになる。ただし厳密に言えば、これらの決まりの詳細を覚えることで彼らの世界にまず定着するのは、あれこれのルールの中味であるというより、そもそも世界には決まりがあるのだという認識であろう。この世界にはルールがある、それを自分に押しつけてくる何者かが存在するという認識は、個人と社会を結ぶ最初の紐帯である。これを「第一次社会化(primary socialization)」の成立と呼んでいる。

この第一次社会化は、喩えるならば、パソコンのOSのようなものであり、その基礎の上に、人はさまざまな社会的ルール(応用ソフト)を身につけていく。人は学校で、会社で、軍隊で、とどこへ行っても、あるいは家族の中においてさえ(母や父や兄や妹などという)社会的な位置(position)に配置される。それらはすべて社会的地位(status)となり、それに相応しい役割(roles)を果たすことが期待されるようになる。つまり、我々はさまざまな小社会のルールを覚え実践していくように期待され、ほとんどの場合は、そうした期待に応じていくのである。これが「第二次社会化(secondary socialization)」の過程であり、転職の例などを考えればすぐにわかるように、第二次社会化には基本的に終わりが無い。したがって、人間には常に「再社会化(resocialization)」の機会が待ち受けていると言える⁷。

では、こうした社会化は、個人個人の実際の生活の中では、どのように達成されるのであろうか。そのミクロの過程についても要点を述べておきたい。実は、この過程は上述した「地位」と「役割」の展開そのものである。地位を得た個人はそれに相応しい(と社会的に決まっている)役割を引き受けるようになる。もちろん、例外的には、社会的な役割を引き受けられない人もいるが、そうした例外への対処につ

⁷ 社会化をこのように第一次社会化と第二次社会化の二つの過程として捉える考え方は、私独自のものではなく、社会学においてはかなり一般的であると思われる。例えば、広く読まれている社会学の教科書においても同様な記述(“Primary socialization occurs in infancy and childhood Secondary socialization takes place later in childhood and into maturity.”)を見てとることができる。Anthony Giddens, *Sociology*, 6th ed., Polity Press, 2009, p.288.

いては後に見る（第2講後述）こととして、まずは、大多数の人々には「役割の引き受け」という現象が見られることを確認しておこう。

分娩を通じて生物学的意味での母親になった女性は、社会的に期待されている母親の役割を引き受けようとするであろう。そうするとそこには、新生児を相手の育児という、新米ママにとっては途轍もなく難儀な修羅場が待っている。悪戦苦闘の試行錯誤が始まるのである。涙あり笑いあり、そして何より感動ありの試運転を無事にくぐり抜ければ、そのご褒美に、母親になった私という自我の確立を手にすることができる。こうして生物学的な母親は社会的にも認められた「母親」になっていくのである。また、この試行錯誤（試運転）の過程は「自己呈示」の過程そのものでもあるから、そこで重要な作用をするのは、言うまでもなく「他者の視線」である⁸。その視線は当人にとってはきついサンクションとして働き、それが否定的なものであれば挫折感を、肯定的なものであれば達成感を導き、そのことによって相応な自我の形成がなされていくことになる。

この役割の引き受けから自我の確立までの過程が、社会化という変容の本質をよく示している。そこにおいて自我は、見事に社会的自我として安定するのであり、社会のルールはその個人に内面化・内在化されるのである。このことにより、個人は社会のルールに縛られるようになるが、縛られているという不自由さを感じることもすらくなく、いわばそれに自ら進んで縛られている状態が成立するのである。しかしながら、上述したように「例外的」な人もいて、そもそも役割の引き受けを拒否したり、拒否はしないまでもその後の試行錯誤の過程で社会秩序のルールから脱線してしまう人もいる。そうした人々には、社会化の圧力はあまり（あるいは、まったく）有効ではない。そこで、一般モデル的に述べれば、社会化の主システムの

⁸ 「自己呈示」と「他者の視線」に関して、自己の呈示には<GIVE>と<GIVE OFF>の二つのタイプがあるというE・ゴフマンの指摘は重要である。意図的に（主として言語において）行われる前者の自己呈示がいかにもうまく（少なくとも当人の意識においては、うまく）行われたとしても、無自覚の振舞いや表情などの表出である後者の自己呈示も、注意深い他者は見逃さないであろう。そのため、前者（G）の情報は後者（G.O）によってチェックされ、前者の振舞いに対して当人の考えているような評価が得られないという事態も少なからず生じてくるはずである。就活や婚活などにおいて、マニュアルどおりの「うまい」演技ができたとしても、それは必ずしも上手な演技ではなかったかもしれない。また、同様なダイナミクスは、日常生活のミクロな世界の隅々まで浸透しているものであり、本文に述べたような試行錯誤の帰趨に大きな影響を及ぼすことになる。参照文献は以下のとおりである。Erving Goffman, *The Presentation of Self in Everyday Life*, Anchor Books, 1959. (GIVE と GIVE OFF については、p.7 参照。)

外に、「社会統制 (social control)」という副次システムを形成して、別枠での特別な対応がなされることになる。そのもっとも極端な（したがって、わかりやすい）例が、社会の犯罪者に対する処遇であろう。現代社会では、警察・裁判所・刑務所などの法執行機関や矯正機関などの働きがこの副次システムに相当する。

ちなみに、社会の中の法は、本来、主システムである社会そのもの（社会化が行われるシステム）の中に存在している。しかしながら、その存在の詳細は、見えないのが普通である。当然の遂行の中に存在しているものはそれとして意識されることがないからである。殺すなかれ、盗むなかれ、契約は守れ。これらすべて「当たり前」のことが当たり前として遂行されているときには、人はそれをいちいち法として意識することもない。しかし、その当たり前が壊されたときには、法は副次システムの中で可視化する。そのため、人々のもつ法のイメージは、犯罪や裁判などのドラマに描かれる法の世界と結びつきやすくなるのである。しかし、法の源泉およびその展開を可能にする力は、あくまで社会そのものの中にある⁹。このことについては後に詳述する（第5講参照）。

第3講（社会的ルールについての考察）

第2講で述べたように、諸個人は「社会化」と「社会統制」という、社会の巨大な渦に巻き込まれる。しかし、それは竜巻のような破壊的イメージではなく、遂行的で安定的な包摂のイメージに近い。そしてその包摂的な世界への案内役が、「社会規範 (social norms)」と呼ばれる「社会的ルール」である。これを本稿の展開の中に位置づけるために、まず、すでに述べた「社会（：社会を構成する諸個人間の相互行為を可能にする装置）」において行われる「意味のやりとり」のことを思い出していただきたい。「社会」を成り立たせているのは「意味」であり、その「意味」の蓄積と伝承を可能にするのが「社会化」（および「社会統制」）であった。そして、

⁹ この点を一言で言い表しているのがE・エールリッヒの次の名言である：「法の発展の重心は、いつの世にも……社会それ自体の中に存在する “der Schwerpunkt der Rechtsentwicklung liege auch in unserer Zeit, wie zu allen Zeiten, in der Gesellschaft selbst”」（Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, , 1913 (Duncker & Humblot, 1929) の「序言 (Vorrede)」より)

その「意味」を格納する容器 (container) であり、かつその内容 (contents) としても意識されることがからこそ、これから考察する「社会的ルール」なのである。

ここでは、社会化によって我々が受け取るもの（すなわち「社会的ルール」）の特徴について詳しく考察してみよう。まず簡潔に要点を述べれば、その特徴は次の三点にまとめることができる¹⁰。

その1：ルールの存在は社会の存続にとって本質的 (essential) である。社会は意味的な存在であり、そこで行われているゲームには必然的に「秩序」が認められるのであるから、その秩序を支えるルールが社会にとって本質的なのは当然である。ルールのない社会というのは想定不可能なのである。

その2：ルールの内容は（原理的には）選択可能 (arbitrary) である。したがってルールは可変である。実際、環境が異なれば、あるいは、種々の事情により、同様なことがらを対象にしても（時代的に、あるいは地理的・文化的に）異なる社会には異なるルールがありうる。

その3：社会的に定着したルールは、あたかも選択不可能なように「現実 (リアリティ)」と化して我々の前に立ち現れる。これを現実転化 (reification) と呼ぶことにしよう。

その1については、これ以上の説明は不要であろう。少し極端な言い方をすれば、社会とはつまりルールそのものだけということになるのである。第一次社会化を通じて人はルールというものの存在を実感するようになるが、そのことは、自分という存在 (自我) を、「他者」つまり自分と同じような存在 (他我) とともに、「一般化された他者」つまり社会の中に位置づけることができるようになるということなのである¹¹。そのようにして人は社会の中に生きるための基盤を得て、続く第二次社

¹⁰ これについては、伝説の「SOCIOLO 爺」による解説があり、その不思議な世界には一見の価値がある（と思われる）。前掲拙著『法と紛争の社会学』p.33 以下参照。

¹¹ 「一般化された他者」と自我についてミードは次のように述べている。「組織された共同体や集団が個人に自我の統一性をもたらすとき、その共同体は「一般化された他者」と呼ばれてよいであろう “The organized community or social group which gives to the individual his unity of self may be called the generalized other.” (p.154 ※イタリックは原文では引用符で括られている。) また、こうも述べている。「全員の態度を統制する態度共同体のようなものが我々の中に存在することで、はじめて我々は我々自身の自我を手にするようになる……他我との明確な関係の中でのみ自我は存在しうるのである “We cannot be ourselves unless we also members in whom there is a community of attitudes which control the attitudes of all. …… Selves can only exist in definite relationships to other selves.” (pp.163f) 引用は、前掲 Mead, *Mind, Self, and Society* より。

会化の荒波の中を泳ぎることができるようになるのであるが、その基盤が万全でなければ、途中で溺れてしまう（「社会的逸脱」）ことになるかもしれない。

その2については、さまざまな具体例を考えることができる。スポーツのルールに関しては、この点は露骨に顕れるので理解しやすいかもしれない。日本の誇る柔道はJUDOなるものに変質し、体操競技にしても水泳競技にしても、雪や氷のスポーツも、多くの種目においてそのルールがめまぐるしく変わっていることは周知のとおりである。それでも、スポーツ界が混乱することは滅多にない。もともとルールは変わりうるものなのである。

もう少し深刻な例を挙げてみよう。社会のメンバーが全員盲目であったならば、その社会のルールはどのようなものになるであろうか。おそらく、殺すなかれ、盗むなかれといった社会の基本原則に変化はないであろう。しかし、盗みの前提となる所有に関するルールは大きく変更される可能性がある。個人の所有権を問題にする以上に、共有の感覚がより広く定着していくのではないだろうか。配偶関係については、現に存在する諸社会にもかなりの多様性が見られるが、おそらくはそこにおいて共通の関心事であることも盲目の世界では異なった捉え方がされることになるであろう。例えば、そこに美醜は関心事として残るのだろうか（そもそも、盲目の世界での美醜とはどんなものになるのであろうか）。このようなことを考えていけばきりがなが、こうしたことをフィクションの世界で想像力豊かに描いた作品がある。H・G・ウェルズの短編小説「盲人の国」である¹²。短時間で我々を別世界に導いてくれるこうした小説などに親しむことで、誰でも「ルールは可変」という原則をより深く理解できるようになるに違いない。

その3については、まず、何故にこうした「現実転化」が生じるのかという点から考えてみたい。それは、社会というものの本質を考えることにもつながる。かつては知識社会学と呼ばれ、後には社会構築主義（あるいは社会構成主義）というラベルにおいても捉えられるようになった¹³、P・L・バーガーとT・ルックマンの共

¹² Herbert G. Wells, *The Country of the Blind*, in *The Collector's Book of Science Fiction* by H. G. Wells, Castle Books, 1978 (originally published in 1904). 邦訳の表題は「盲人国」(H・G・ウェルズ『タイム・マシン他九篇』岩波文庫、1991年、所収)である。

¹³ 構築主義というラベルについては、上野千鶴子編『構築主義とは何か』(勁草書房、2001年)所収の諸論稿においてさまざまな視角から議論されており、その理論的検討および研究例については、平英美・中河伸俊編『新版・構築主義の社会学』(世界思想社、2006年)所収の諸論稿などが参考になる。

著である『現実の社会的構成』において、彼らはこう語っている¹⁴。社会というものの始原的イメージとして、AとBの二人の個人がいたとすれば、彼らの間で取り交わされる約束は当該の二人を拘束しはするが、彼らはいつでも二人の合意に基づいてその約束（ルール）を変更することができるし、変更しない場合でも、そのルールは二人の意思でどうとでもすることのできる存在であることを心得ているので、たまたまそのルールが生き残っているだけであるという（ルールに関しての）「軽さ」を認識しているはずである。しかし、ここに第三者Cが加わって、Cにも二人の決めたルールを遵守するように求めるのであれば、そのルールの性格はそれまでとはまったく違ったものになる。そこでは、当該のルールはAやBの手を離れて、外在的な客観的ルールとなってしまうからである。それについてはこうすることが「決まり」なのだというふうには言わない限り、Cは納得しないし、Cが納得することが反射的に、個々人の意思では動かしようのない「リアリティ」に転化したルールにAやBをも従わせることになるのである。

現実転化したルールの具体例をいくつか挙げておこう。まずは、いわゆる文明社会においてはそのほとんどのところで成立していると思われるルール：ゴキブリはいやらしい生き物であり、ましてや食用には適さない（そんなものをもし誤って口にすることがわかれば嘔吐してしまうだろう）。ゴキブリを食さないことについては、いくらかの衛生学的な正当化もできなくはないであろうが、条件を整えれば昆虫は食用になりうる存在であり、ゴキブリが無条件で忌み嫌われるのには正当な（あるいは科学的な）根拠がない。しかし、大多数の人にとって、ゴキブリは眼の敵であり抹殺すべき存在なのではなかろうか。ちなみに私自身はゴキブリさえも愛する平和主義者である（あろうとしている）が、やはりゴキブリは苦手である。

21世紀に入って日本では政権交代があり、一部の識者によってかなり以前から主

¹⁴ 後掲 *The Social Construction of Reality*, pp.76ff 参照。なお、彼らの立論の基礎は三つの弁証法的契機（外化、対象化、内在化）にあり、その関係を次のように見ている。「社会は人間が生みだすものであり、それは客観的現実となり、人間はその社会によって生みだされる “*Society is a human product. Society is an objective reality. Man is a social product.*”」（p.61）これは、要するに、人間の活動（その主観的意味）が積み重なって主体の外側に制度化され、出来上がった制度は外在的な実在として（「現実」として）我々に迫ってくるが、人間はその「現実」を「内在化」して生きていくことで社会（すなわち、社会的ルール）を構成し、その構成された社会の中で活動していくということを簡潔に述べた、この著書の基本命題のようなものである。Peter L. Berger & Thomas Luckmann, *The Social Construction of Reality*, Doubleday, 1966. なお、我が国において公刊されている邦訳書の表題は『日常世界の構成』（新曜社、1977年）である。

張されていた「選択的夫婦別姓制」が法的に実現するかに見えたが、結局、その制度化は見送られた。それには、少なからぬ人々の間に、夫婦は同姓（同じ氏）でないと家庭の維持に重大な支障をきたすという思い込みがあったことが影響しているように思われる。それが思い込みであることを示す諸外国の例や国内の識者の主張があったとしても、やはり夫婦は同じ姓（氏）を名乗るべきであると考える人が相当数いるようである。ここにもまた、制度として定着したルールの「現実転化」の力が作用していることは否定できないように思われる。

さらに卑近な例としては、いつまでも「若さ」や「美しさ」を維持することが「よいこと」「望ましいこと」であるとの強迫観念を植え付けるテレビなどのメディアによるCMが、美顔術や痩身術、さらには（不毛な）禿隠しなどにせつせと励む人々を生み出しているようである。しかし、そもそもそんなルールは誰が決めたのか。歳をとって外見が「老ける」のは自然の摂理であり、世の中が「美しい」人ばかりでないのもごく自然である（身体的特徴というのは大きなデータにおいてはほぼ正規分布するのがノーマルであろう）。しかし、おそらくは多くの人があるような強迫観念に取りつかれてしまう。恐るべき「現実転化」の威力である。

リアリティの力を侮ることはできない¹⁵。それが「現実（リアリティ）」である以上は、その発生源が物理的自然であろうと人間の間合意であろうと、その効果に大きな違いはない。身体にモノが激しくぶつかれば負傷するであろう。これは「物理的リアリティ」であるが、ゴキブリは食べられないという合意があるときにそれを誤飲してしまって嘔吐するのであれば、「合意によるリアリティ」にも同様な力が備わっていることになる。だから、リアリティなのである。ルールは「合意」により生成されるが、それが定着することで「リアリティ」に転化するのである。

最後に、「現実（リアリティ）」と「事実（ファクト）」の違いについて確認しておきたい。第3講冒頭において、「社会」を成り立たせているのは「意味」であり、その「意味」の蓄積と伝承を可能にするのが「社会化」（および「社会統制」）であ

¹⁵ 「現実（リアリティ）」に関しては、これまでも紛争処理論の観点から詳細に検討したことがある。特に、A・シュッツの「多元的現実」論については、その原論文（「多元的現実について（On Multiple Realities）」）Alfred Schutz, *Collected Paper 1, Part 3* 所収、およびそれをめぐる邦文の諸論稿（江原由美子他編『現象学的社会学』（三和書房、1985年）所収の諸論稿、江原由美子『生活世界の社会学』（勁草書房、1985年）、池田謙一『社会のイメージの心理学』（サイエンス社、1993年）など）とともに、シュッツ自身による他の論稿も視野に入れながらその意義を厳密に考察している。前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第1章参照。

った」と述べた。「意味の生成」については第1講でも簡単に触れたが、意味をもたらす契機は何らかの「事実」的事象にあるとしても、すべての世界のあり様は、人の認識を通して初めて「意味ある存在」になるのであり、それはそのときすでに「事実」ではなく「現実」なのである。したがって、極端な言い方をすれば、人の数だけ現実がある、ということになるが、人々の「事実」認識自体が社会的ルールに大きく影響されるために、さまざまにありうる「現実」も一定の社会的秩序の範囲に収まるのが通常である。このように、人々は「現実」において、他者と（そして社会と）向き合っている。ルールが現実に変化することによって、むしろ日常的な暮らしやすさがもたらされている、ということにもなるのである。

第4講（社会規範の諸類型）

社会的ルールにはさまざまなものがある。法がそこに含まれることはもちろんであるが、それだけではなく、法はそうした諸々のルールの核心に位置するルールだとも言える。何故そのように言えるのか。社会規範の類型論に基づいて、諸規範相互の位置関係などを整理してみよう。

考察の出発点として、M・ヴェーバーの議論に注目したい¹⁶。ヴェーバーの挙げた次の四つの社会学概念は社会規範としても読める。Brauch（慣習）・Sitte（習俗）・Konvention（習律）・Recht（法）である。ここでの訳語は、本稿筆者にとっての慣用であり、これとは異なる訳語を当てる文献もある。誤解のないように、以下の叙述においては原語（その頭文字）で四つの概念を表記することとしたい¹⁷。また、

¹⁶ ここで依拠する文献（後掲）は、人文科学を学ぶ者であれば誰でも知っている（はずの）ものであり、特に、その冒頭に配された第1部第1章の論考（後掲）は、我が国においても古くから訳出公刊されていて、多くの人々に親しまれてきたものである。その「小さな本」には盛り沢山の知的刺激が詰まっていて、本稿もまた、その知に依拠している。Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922. (5Auflage, 1972, J.C.B.Mohr) (阿閉吉男・内藤莞爾訳『社会学の基礎概念』角川文庫、1974年、初版1953年）※なお、『経済と社会』全体の邦訳は創文社より分冊で公刊されている。

¹⁷ 前出注10で言及した「SOCIOLO 爺」はこれらの表記を連ねてBSKRと（ブスクルとルビをふって）書き表していた。ふた昔（20年）も前の話ではあるが、読みようによっては不謹慎な意味合いにもなりかねず、その表記によって不愉快な思いをされた方がおられたとすれば、心よりお詫び申し上げたい。前掲拙著『法と紛争の社会学』p41参照。

言うまでもなく、これらの概念は、意図的に設定された理念型であり、経験的現象をそのままに捉えようとしている概念ではない。経験的現象を認識するための理解枠組みとして、理念的モデルとして、これらの概念を用いて社会規範についての考察を進めてみようという意図である。

B と S には共通点がある。というより、B と S の間に根本的な性質の違いはないと言ったほうがよいかもしい。その共通点とは、これらの規範が社会の中で規範として「意味」をもつのは「事実上の力」が作用することによってである、という特徴に求められる。つまり、B も S も、それに違反する行為が見られるときには、社会秩序の乱れとして社会の成員に意識されることになる。その結果、違反をする当人に対して、周りの人々は不快そうな目を向けたり、無視したり、あるいは罵声を浴びせたりするかもしれない。しかし、ほとんどの社会成員は、そうしたマイナスの反応を受けることを半ば予期して、そのような違反行為をしないし、また、すること自体を思いつかないのが普通であろう。つまり、B と S は、社会秩序の遂行的安定の中に組み込まれていて、通常は違反自体を考えにくいタイプの行為を念頭においた規範であるとも言える。そして、違反が生じたときには、社会は（社会の代理人である個人は）、それに対して（事実上の不快感を示すことはあっても）公式的なサンクションを付与することはない。これが「事実上の力」による社会規範ということの意味である。

具体的には、実にさまざまな例がありうるし、社会生活は B と S に満ちあふれていると言ってもよい。いくつか例を挙げてみよう。社会で暮らす人の多くは、日常的に他者との相互行為を行っている。つまり、常に、社会の中に身をさらすことになるので、社会規範の効力が直接に及ぶ世界で生きることになる。そのため（というほどに自覚すらされないことのほうが多いであろうが）、人は外出するときには服を着る。家の中でも着ていますけれど、と思われる方には、服を（「よそゆき」に）着替えることが多いと言ったほうがわかりやすいかもしれない。このときの服の選択に B と S が大きな威力を発揮する。

会社に出勤するのに、大学の授業を受けに行くのに、高級レストランに食事に行くのに「相応しい」格好というものが、社会の中では指定されている。どこかにその指定が張り出されているわけではないが（レストランなどの例ではそれが実際に張り出されていたりすることもあるので逆に違和感をもったりする）、みな、なんとなくそれを知っている。そして、それに従っている。着流しの営業マン、モーニン

グ着用の学生、寝巻き姿でのレストランでの食事、そういう光景に出合うことはまずない。これらの「決まり」が、比較的長期にわたって安定している場合には、**B**だけでなく、特に**S**としても認識されるようになる。例えば、男子学生はミニスカートでキャンパスを歩くことは、普通はない（何かのイベント、新入生歓迎行事でのサプライズなどではありうるかもしれないが）。これは、社会一般にも広く認められる現象であり、現代日本社会では成人男子はスカートをはかないのが普通である。つまり、**S**として定着している。その一方で、女性のパンツ姿はごく普通に見かけられ、スカート姿とともに何の違和感も懐かれぬのが一般的である（女性に「フェミニンな格好」を強いる文化に反対する人たちにとっては、両姿にはそれぞれ別の意味づけがなされているかもしれない）。

服装だけではない。我々の外観一般が、普通は、**B**や**S**によって秩序化されている。髪型や髪の色、化粧法やそのためのさまざまな小道具、履物の形状・材質・踵の高さに至るまで、これらのことに関しては、個々人の好みや創意工夫が反映する一方で、基本的には、みな（私のような変わり者も皆無ではないけれども）、社会が「決めた」ルールに従っている。一見すると非常に個性的で社会のルールなど無視しているかに見えるような事例においても、程度の差こそあれ、社会のルールを完全に無視しているというケースはまずありえない（きわめてユニークな外見をしている人でも、「服」は着ているし「履物」も履いているのが普通である）。

外観ばかりではない。食事の態様・作法および内容（ほとんどの人が一日3回の食事を箸やスプーンなどを上手に使って礼儀正しくいただき、ゴキブリはメニューから除外する）、挨拶の範囲と仕方（道で出会う人全員に挨拶をしたりはしないし、挨拶をするときでもすべての人を抱擁したりはしない）、歩き方や話し方（現代人はいわゆる「ナンバ歩き」はしないし、誰彼構わずに「ため口」で話したりはしない）、トイレの形態と使用法（「催す」が「する」に直結しない人間の社会では「お粗相」は大失態となる）、等々、例を挙げていけばきりがない。つまり、生活の隅々にいたるまで、我々の生活は**B**と**S**で事細かに「決められて」いるのである。そして、我々は、通常、そうした「規制」について特に意識することもなく（ほとんど無自覚に受け入れて）生活している。

ただし、同じ内容の生活様式であっても、**K**や**R**となることもありうる。例えば服装について、通常は**B**や**S**の問題であることは上述したとおりであるが、江戸時代の日本の武士が、登城する際に袴を着用しないで「上様」の面前に現れたとすれ

ば、それは厳罰の対象であったと思われる。軍隊においても、所定の着衣や装備については公式の規則があり、裁判官ですら勝手気ままな服装で法廷に現れることは許されない¹⁸。要するに、同じく服装のことが問題にされても、それはBやSの問題であることもあり、KやRの問題となることもあるということである¹⁹。

したがって、KやRの問題として扱われることがらは何かと考える場合に重要な指標は、生活様式の内容ではなく、それを当該の社会がKやRの問題として位置づけるか否かの判断基準だということになる。スカートを身に着けて授業を受ける男子学生がいても、そのことのために大学から公式的な処分を受けることはありえないが（それは日本国憲法が保障する「表現の自由」の範囲内であろう）、軍隊の活動中に勝手な服装をしていれば公式的サンクションが課される可能性が高いと思われる。祭りの神輿の担ぎ手がみなと異なる格好をしていれば、規範拘束という点ではこれらの中間くらいに位置づけられ、公式的な処罰はなくても「すべきではないこと」をしたとして、組織や集団から、単なる事実上の力を超えて、なかば公的で実質的な不利益となるサンクションが課されることになるかもしれない。

つまり、KやRとして社会が位置づける規範は、社会の成員にとって「すべき」こと、あるいは「すべきでない」こと、という「べき」（ドイツ語の *Sollen*）の感覚で支えられている「決まり」である。Kはそれが小社会（会社、学校などの組織や未開部族のコミュニティなど²⁰）において半公式的に定まっている場合であり、R

¹⁸ 武士の袴については、映画などに描かれた世界からそのように私が理解しているということであり、史実の詳細についてはここでは立ち入らないが、例えば、日本映画の名作「たそがれ清兵衛」（2002年）においては、そのような社会規範の存在についても実に細やかに描かれていた。いわゆる「軍服」については、自衛隊法施行規則（1954年）第3章「隊員」など参照。裁判官の制服である、いわゆる「法服」については、裁判官の制服に関する規則（最高裁判所規則、1949年）参照。

¹⁹ また、異なる時代や文化においても、同様なことがらに関する規範がBとして現象したりRとして成立していたりすることがある。例えば、飲酒や喫煙をめぐる社会の対応や、性をめぐる諸規範の変化や異同等を想起すれば、飲酒や喫煙に寛大である（規制があるにしてもBの社会的慣習に委ねられている）社会もあれば、当該の行為やそれに関連する不祥事に厳罰をもって臨む社会もあり、日本では「姦通」はもはやRとしては死語であるが、「セクハラ」に対する認識やそれへの対応はBにのみ委ねられるものではなくなっている、等々。

²⁰ ここでは、いわゆる「未開社会の法（primitive law）」もK（習律）の概念で捉えている。ちなみに、それを未開「法」として（すなわち *Recht* として）捉える場合には、「権利（要求権）」と「特権」の概念上の区別を徹底した「ホーフエルト図式」を適用して、「特権としての未開法」という位置づけを明確にすることが求められるであろう。この点に関しては、次の文献を参照。

E. Adamson Hoebel, *The Law of Primitive Man*, Harvard Univ. Press, 1954, Chap.4.

はより大きな一般社会においてその「決まり」を強行する装置（ヴェーバーのいう「強制装置（Zwangsapparat）」²¹）を有しつつ公式的な対応を整えている場合であるということになる。

このようにKとRはともに「べき」の力による社会規範である点で、共通の性質を有している。また、この力は、ほとんどの場合には自動的に効果が見込まれる「事実上の力」に比べて、ある種の脆さを内包している。つまり、「べき」の感覚、すなわち「正当性」の感覚は、「事実上の力」の後押しのない、ある意味では頼りない感覚であり、それ故に、この感覚が社会の中で効力を持ち続けるためには、違反に対する社会の側からの敢然とした対処（つまり、正当性の感覚を維持するための保障）が必要になるということである。その意味では、正当性の感覚とその保障の存在が、「KとR」を「BとS」から分ける決定的な指標だということになる。

上述したように、ヴェーバーは、Rの場合にはその保障が「強制装置」によってなされ、Kは特段の「装置」なしに正当性が保障される、つまり日常性の中に紛れ込む形で保障されると捉えたが、この考え方にそって法を定義するならば、それは以下のようなものになるであろう。法とは、妥当している秩序（すなわち正当性があると信じられている秩序）への侵害があるときには社会内の強制装置による物理的ないし心理的な強制が（実行される可能性が）社会的に保持された状態にある当該秩序の意味内容のことである。そこには、秩序の妥当（正当性の感覚）を護ることは強制装置をもってしても貫くという「社会の決意」が存在する。そのような秩序の意味内容が法であるとするのは、秩序（それを支える社会規範）の「遵守」ではなく、秩序の「妥当」およびその保障（すなわち正当性のある秩序の実効性の保障）の局面に着目することになり、法の存在を単なる結果（遵守されているか否か）だけではなく、動態的な全過程として捉える視角にも通じることになる。

では、こうした規範類型のマッピングにおいては、道徳や倫理といった社会規範

²¹ 強制装置（Zwangsapparat）という言葉は、前出注16において述べた「小さな本」（Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922. 第1部第1章、阿閉吉男・内藤莞爾訳『社会学の基礎概念』角川文庫（1974年、初版1953年）として訳出されている論考）には登場しない（『経済と社会 *Wirtschaft und Gesellschaft*』第2部第1章に登場する）が、秩序の妥当を外的に保障するために社会内に設けられた「人的な専門スタッフ“Stab von Menschen”」（第1部第1章第6節）とは、つまり、この「強制装置」のことである。この点は、上記の第2部第1章の記述からも確認することができる（原文(5Auflage, 1972, J.C.B.Mohr)182頁および同頁の注2参照）。

はどこに（あるいはどのように）位置づけられることになるのであろうか。この問題についても簡潔に触れておきたい。人の生活は「善い」と「正しい」の二つの原理に導かれており、個々人の「生」をまっとうするには、「善い」行いをすることが大切になる²²。「善い」行いとは、自分で満足が得られる「(して) よかったなあ」と思えるような行為、悔いのない行為のことである。しかし、各自のそうした行いがそのまま安定した社会秩序を導くとは限らない。そこで、人は「正しい」行いをするように社会的に要請されることになる。社会は、「強制装置」を背景にその実現（厳密には、その実現を通じての「妥当」の保障ないし実現）を迫ってくるのである。これに対して道徳の実現が「強制」されることはない。道徳は「善い」に関与し、法は「正しい」に関与する原理だからである。「善い」を強制する社会的装置はない。それは個々人それぞれの問題である。ちなみに、倫理は「善い」にも「正しい」にも関与しうる社会規範であるが、具体的にその効果が可視的になる際には、どちらか一方の性格がより強く表面化することになるであろう。

第5講（法というものの全体像）

第4講では法の概念についてもかなり詳しく述べたが、それは、社会規範全体の中で法（という社会規範）がどのように位置づけられるものであるかについての考察を主としていた。理論的には、ヴェーバーによる議論を下敷きにして構成されており、そこで示された「法の定義」も、ヴェーバ一流の外形的特徴に着目して法の存在を判定するものであった。すなわち、「強制装置」の有無と「秩序の妥当（正統的秩序の維持）の外的保障」という、経験的探求に開かれた指標に着目することによって、法の存在を確認しようとするアプローチである。

第5講では、こうした議論とは別の視角から「法というものの全体像」に接近してみたい。理論的支柱として、前出注2および注9において言及した法社会学者（E・エールリッヒ）による法の議論を参照することにより²³、法とは何なのかというこ

²² この点に関しては、池田清彦『正しく生きるとはどういうことか』（新潮社、1998年）の議論が参考になる。本稿筆者の世界観とは異なるが、興味深い議論が展開されている。

²³ Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, 1913 (Duncker & Humblot, 1929) 参照。邦訳は、E・エールリッヒ（河上倫逸他訳）『法社会学の基礎理論』みすず書房、1984年。

とについての理解を深めていきたい。エールリッヒと日本の学界との交流など、エールリッヒ法社会学については前述した拙著（前出注1参照）の序章に述べたとおりでありここでは繰り返さないが、日本の学界へのその影響が今日に至るまで非常に大きなものであったことは疑いない。

第2講の末尾に、「社会の中の法は、本来、主システムである社会そのもの（社会化が行われるシステム）の中に存在している……法の源泉およびその展開を可能にする力は、あくまで社会そのものの中にある」と述べたが、ここ（第5講）では、その意味するところを具体的に明らかにしてみたいと思う。

まず、「主システムである社会そのもの（社会化が行われるシステム）の中に存在している」法とは、六法全書に掲載されるような法律ではない。そうした法律は、社会の中で（「法の源泉」から）「展開」した可視的な法であるが、そもそもの法はそのように書かれた法でもなければ、裁判官によって宣言される判決や決定のようなものでもない。エールリッヒによる魅力的なネーミングに従えば、それは「生ける法（lebendes Recht）」とも呼ばれるものであるが、より一般的には、エールリッヒ自身も、この魅惑的ではあってもイメージ先行の曖昧さが伴う言葉に代えて、「法規範（Rechtsnorm）」という概念を用いている。法規範とは、社会（大小さまざまな規模の社会を念頭において）の遂行的秩序の核心にあって、社会成員の社会化を通じて社会自体の「組織化（Organisation）」を可能にするようなルールのことである。すなわち、法規範とは、社会の根幹にあって社会秩序の維持を可能にするものということになるが、概念的には不可視のルールである。上述したように、「当然の遂行の中に存在しているものはそれとして意識されることがない」からである。

しかし、その当たり前がいつまでも「当然の遂行」の中に存在し続けるわけではない。物事には必ず終わりがある。人間による基本的欲求 SMAP の実現を目指す諸行為の集積は社会のあり様を変えていく。必然的に経済活動は拡大し、人間関係は複雑化する。そこに、人の数だけリアリティがあるという潜在的現実が表面化してくることになる。法をめぐる理解・了解の多様化ないし分極化が生じ、その結果として紛争が生じてくる。紛争状態をそのまま放置していたのでは、社会秩序が揺らぎ、「秩序の妥当（正統的秩序の維持）」が保たれなくなる。それは、つまり社会の崩壊である。そうならないために、社会は、法に関しては「秩序の妥当の外的保障」を行うのであり、それはすでに第4講において述べたとおりである。犯罪に対しては、国家権力が直接に介入して、警察・検察・裁判・矯正など一連の機構の発動が

あり、民事紛争については、当事者主義の下での民事裁判制度がある。

法はこの裁判を通じて可視化される。エールリッヒの言い方では、民刑の紛争・事件処理を通じて裁判所は「裁判規範 (Entscheidungsnorm)」という形で、法規範を可視化するのである。しかし、こうして可視化される法の出現は、もともと存在した法規範を（現況に合わせて成形するように）社会の中に取り出すことであり、基本的にそれは「発見」である。エールリッヒは、それを「法発見 (Rechtsfindung)」と呼んでいる。しかし、もともと地中に埋まっていたものを発掘するような意味での発見ではない。遂行的な法規範を新たな社会条件に合わせて成形する、きわめて創造的な「発見」なのである。その重要な任務を担うのが、社会の中で法律家と呼ばれる一群の人々であり、本来、法曹とはそのような崇高な任務を社会から付託された人間集団なのである。したがって裁判官や弁護士や検察官は尊敬に値する真のエリートでなければならず、悪徳弁護士は無論のこと、権力者に諂い自身の保身を第一に考えるような判検事なども、法曹の名には値しない。

裁判を通じてなされるこうした創造的な「発見」も、裁判である以上は、基本的には一回性の営みであり、打ち上げられては消えていく夜空の花火のようなものである。これでは、可視化された法規範もすぐにまた不可視の闇の中に消えていってしまうことになる。そこで社会は、重要な命題については、裁判規範を集積し、判例として定着させ、あるいは立法として明示的に可視化することを試みるようになる。こうして生まれる法をエールリッヒは「法規 (Rechtssatz)」と呼んだ。今日の法律学で言うところの「実定法」のような概念であるが、この動態的過程において判例や立法はそれらの解説とともに文書化（可視化）されるようになる²⁴。

しかし、このようにして可視化される法のすべてが、社会の中の法規範として定着するわけではない。法規範とは、「社会成員の社会化を通じて社会自体の組織化を

²⁴ エールリッヒが、「法規」を「制定法 Gesetz」や「法書 Rechtsbuch」として一般的拘束力をもった法であるとする一方で、法的実効力を伴わない条項が「法規」となることもあると述べているように（前掲 Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Recht*, 第II章、第VIII章 参照）、「法規」は厳密には「実定法」とは異なる概念である。そもそも、法規 (Rechtssatz) の本質は SATZ (命題) にあって、法規範 (Rechtsnorm) のように NORM (規範) にあるのではない。また、実際には判決や判例から必ず立法が導かれるわけではなく、判決や判例を介さずに立法がなされることもある。立法には、法曹や法律家が主導する法律学的側面の他に、立法過程の独自のダイナミクスが関与するのである。なお、複雑化する現代社会においては、実定法上の法益の確定をめぐる政治過程が独自の研究課題として重要な意味を持つようになっているが、そのような研究と法社会学的視点との接点について、岩井奉信「立法過程の政治学」(法社会学 44 号、1992 年) 参照。

可能にするようなルール」であり、「社会の根幹にあつて社会秩序の維持を可能にするもの」である。法規は、裁判官にとっては従わざるをえない「決まり」であるが、社会成員を直接に縛る効力をもつとは限らないのである。実際に社会成員の行為を導く効力を備えた法規範（妥当する秩序として存在するルール）となるのは、法規の一部分に過ぎない。そのような法規は法規範に還流していき、不可視の存在として社会の中に浸透していく。そして、いつか、社会の変化に伴い、それも新たな可視化のプロセスに組み込まれていく。法をこのようにいくつかの下位概念から構成される総体として理解するならば、それらが社会的諸力の作用を受けて無限に循環していく構図の中に法を捉えることが可能になるのである²⁵。

そしてこの構図は、法と紛争の無限循環を表すものでもある。社会の根幹に法（法規範）があるからこそ、それが社会の変化により相対化されることを通じて紛争が生じるのであって、そもそもの状態が無秩序（カオス）であれば、裸の対立はありえても紛争が生じる基盤自体がないことになる。その紛争を社会的に処理・解決するプロセスから新たな法が生まれてくる。そしてまたそれがさらなる紛争へとつながる、という無限循環である。私はかつて、このことを「再帰性」という概念（再帰性とは、「枠組み」（観念・アイデア）と「行為」（具体的表出）の相互依存のことである）を用いて説明したことがある。つまり、枠組みがあるから行為は意味づけられるが、意味づけられた行為のあれこれがその枠組みを再構築し、その内容をより豊かなものにしていくのである²⁶。

こうした法と紛争の無限循環の中に法というものを捉える視角は、社会のルールを自覚的に変更していくための別次元のルールが社会の中に備わっているということに着目する視点にもつながる。上述したように（第3講参照）、社会規範は一般的に「現実転化」するのであるから、一度出来上がったルールは変化する余地がない

²⁵ 合法性（実定的制定律 *Satzung*）からも正当性が導かれるようになる現代社会にあつては（前掲 Weber, *Soziologische Grundbegriffe*『社会学の基礎概念』第7節参照）、合法的に創出される「法規」のすべてが必ずしも「法規範」に根拠をもつわけではないという事態が生じてくるが、そのような「法規」が「法規範」からの支持を得ない状態が続くならば、それらの大半はいずれ社会秩序から切り離されて「単なる法規」として形骸化していくことになるであろう。この問題の具体例として、NHK受信料（放送法64条）をめぐるトラブルを挙げることができる。視聴者側の支払い義務を認めた2013.10.30東京高裁判決は確定したが、いまだ継続中のケースもあるので、今後、「法規」と「法規範」の関係がどのような展開をみせるかが注目される。前注24参照。

²⁶ 前出「SOCIOLO 爺」いわく「「そ」をそと読むことによって、その枠組みがその「そ」も取り込んだ新しいその枠組みに生まれ変わるように。」（前掲拙著『法と紛争の社会学』p.58）

かのようにも思われる。少なくとも、金属やプラスチック製品が長年の風雨に晒されて変質していくような形での変化ではない、もっと自覚的なコントロールをする余地は少ないように思われるのである。実際、それ故に、一度定着してしまった慣習や仕来りというのは（合理的に考えればすでにその効用が感じられなくなってしまったものでさえ）、長く人々の行為を縛りがちになる。しかし、法は社会変動に伴って、かなり柔軟にその姿を変えていく。それは、社会の中に、ルールを変えるためのルールが存在しているからである。もとのルールの横に新たなルールを追加するのではなく、もとのルールに關説する（言及する）ルールが存在しているということである。法哲学者の H・L・A・ハートは、こうしたルールのことを「二次ルール (secondary rules)」と呼んで、そうしたルールが備わっていることが法的ルールの特徴であると指摘した²⁷。

「二次ルール」には三種類のルール（「承認 recognition のルール」「変更 change のルール」「裁定 adjudication のルール」）があるとされているが、その前提となる「一次ルール」は「責務の一次ルール (primary rules of obligation)」と呼ばれており、遂行的にそこに存在する法のことを指していると考えてよい²⁸。その「一次ルール」が不鮮明になったり社会的に不適応を起こしていると考えられたりする事態に対処する方法として「二次ルール」が存在するのであるから、「二次ルール」が適用されるのは、(本来のあるべき)「一次ルール」の内容が確認されたり具体化されたりす

²⁷ H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Oxford Univ. Press, 1961 (2nd ed., 1994) 参照。「二次ルール」については、pp.94ff (2nd ed.) 参照。

²⁸ ハートがどのように「責務のルール」というものを捉えていたかを理解するには、「内的視点」と「外的視点」という発想にも言及しなければならない。ルールが社会成員に責務 (obligation) の感覚をもたらしているかどうかは、当該メンバーの外形的な行動を観察する（「外的視点」）だけでは不十分であり、そのルールがどのようなものとしてメンバーに受けとめられているのかに着目する「内的視点」が不可欠になるということである。ハートが例として挙げている交通信号の話では、赤信号でたいがいの車は止まり、青になると走り出す。その事実を注意深く観察してみても（「外的視点」）、空に黒い雲が広がれば雨になることが多いという法則性と同じで、行動の予測は成立するが、赤信号で何故ドライバーが車を止めるのかは不明のままである。極端なことを言えば、これは私がかつて見たテレビ・アニメ「おさるのジョージ」に教えられたことであるが、もしかすると、車のドライバーのほとんどは、赤信号が好きで青信号は嫌いだからそのような振舞いをしているのかもしれないのである。このような好き嫌いの感覚の他にも、銃で脅かされてする行為など、責務のルールに従う行為とは言えない行為にも法則性はありうる。したがって、ルールに関して議論する場合には、「内的視点」に立つ理解が必要とされるのである。前掲 Hart, *The Concept of Law*, pp.89f (2nd ed.) 参照。

る過程であると言える。例えば、Aが自分のものだと思っている土地にBが家を建てて住み始めたことにより、AB間にその土地の支配をめぐる争いが生じたとすれば、社会はこの問題の解決のために「二次ルール」を必要とすることになる。この場合には、「裁定の二次ルール」が適用され、例えば、「適式な占有は保護される」という法（「一次ルール」）が確認され、さらに、「適式な」占有とは何かが明示される（例えば、実際に農耕などに利用されていて土地の境界などが明示されているなどの条件を満たしている占有）ことによって、不可視であった「一次ルール」の内容が具体的に可視化されることになるであろう。

このように、エールリッヒの議論とハートの議論には共通の視角を認めることができる。上述したように、「《「生ける法」・「法規範」－「紛争」－「裁判規範」－「法規」－「法規範」》」の構図は、「法規範と法規の循環」であり、また「法と紛争の循環」でもある。「法規範」を一次ルールだと考えれば、「紛争」を契機とする社会過程には二次ルールが作用して（両ルールの結合として）「裁判規範」が顕れ、「法規」やそれに関説する学説・解釈論などは、その「裁判規範」を一次ルールとするところの二次ルールの作用による（結合的な）顕現だと言うこともできる。

少々ややこしくなってきたので、以下には、婚姻と相続をめぐる具体例（架空の想定も含めて）を挙げて、この構図の意味するところを整理しておきたいと思う。

まず、「法規範」から「法規」へ展開する局面について。ある社会で、男女は結びつき、いわゆる家庭を営み、社会の構成単位となっていたとしよう。つまり事実上、いわゆる一夫一婦制であったが、誰もそれを自覚することなく、当たり前のように「結婚」し、子供を作り、家族に見守られて死んでいった。それが、社会のなかで生きる、ということだった。そういう生活を想定した場合、ここには自覚された規範は存在していない。みな、ただ当たり前に、そのルールに従って生活しているだけである。

しかし、ここにも、我々を縛る「べき」ルールが息づいている。「結婚」しているカップルの前に第三者（男）が登場し、（カップルを構成している）女を勝手に連れ去ろうとしたとしてみよう。その男は「夫」からも社会一般からも反撃されて、その目的を達することは困難になるだろう。それは、社会のルールが、「夫」のほうに「妻」との排他的交渉権を認めて、「男」の言い分が通ることはない（そういう公的なサンクションがかかってくる）からである。何故そうなるのか。それは、当該カップルの二人が「結婚」していて、社会はその「結婚」に関するルールを、法規

範として、責務の一次ルールとして持っているからである。

ところが、時が過ぎ、ある時代になると、戦争の影響で男の数が少なくなり、一夫多妻のような慣行が（遂行的に）広まっていったとしよう。そしてある「夫」が死んで「妻」に財産を遺したが、かつては一人だった「妻」が今は二人いて、それぞれがその相続権を主張した。一人は、先に「妻」となったことをもって、もう一人は、最後に男を看取った「妻」として。以前から「妻」は当然のように「夫」の遺産を相続していたが、その「法規範」の内容が自覚されることはなかった。自覚的ルールとしなくても、問題は生じなかったからである。しかし、今は「妻」が二人いる。いったい、どちらの「妻」に相続の権利があるのだろうか。あるいは、折半すべきなのか。

裁判が行われ、裁判官は、かつて遂行的に行われていた「法規範」の意味内容を判決という形で明らかにした。これが〈法発見〉といわれるものである。その結論には、さまざまなものがありうる。「妻」となった順序を重くみる、期間の長さを重視する、あるいは、最後に看取った者を優先する、さらには公示制度に依拠する考え方、等々。いずれにせよ、ここで出された結論が「裁判規範」である。新たな状況に応じた“本来の法”の今の姿がここに示されたのである。そのような法の顕現に関与する者が社会の中で特別に重要な使命を帯びていることについては上述したとおりである。法はそこに顕れ、社会成員に対して可視的な強制力を振るうのである。ただし、これは、あくまで、ケースバイケースの法であり、そうした強制力が社会内で一般的通用力をもつのは、法が（「裁判規範」を経由して、あるいは「二次ルール」の作用によって）「法規」という形で社会的に定着してからである。

そして、すべての「法規」が社会成員を直接に縛る（強制力のある）行為規範となるわけではないことも上述したとおりである。以下に、「法規」の一部が「法規範」へと還流していく局面について見てみよう。ここでは公示制度（届出制）が「法規」となったと仮定して話を進める。つまり、公の台帳への届出をもって正式な婚姻とみなす（そこに相続権が発生する）ということになったのである。しかし、社会の実態を見るならば、人々の生活は、依然として「事実としての結婚」を見ているだけで、結婚後も届出をしない例はむしろ一般的であり続けるかもしれない。この場合、届出制は、未だ「法規」にとどまり、「法規範」として人々の生活を実際に縛るルールにはなっていないことを示している。

このとき、例えば、事実上の結婚とすでに破綻してしまった書類上の結婚とが同

時に存在して、そのどちらに法的な利益（相続利益など）を発生させるべきなのかといった問題が生じることがありうる。法的に重視すべきは事実（実態・実質）なのか、届出（観念・形式）なのか、という問題である。人々の感覚が、つまり「法規範」が前者を支持し続けるならば、裁判所もいつかは法律自体を見直すようになるかもしれないし、立法的に変更がなされるかもしれない。逆に、最初はなじみの薄かった「届出」制度が、社会の中で定着していくかもしれない。

いわゆる事実婚などの（「法規」の視点からすれば）「変則的」な生活形式が「普遍的」になって婚姻制度の相対化・多様化が生じることがありうるし、逆に、可視化された法の威力によって、結婚の意思をもった共同生活は当然に「届出」を伴うという考え方が一般的で当たり前の「べき」ルールになるかもしれないということである。このように共同体や家をめぐる意識の変化や人々の生活形態一般（労働や余暇などの生き方をめぐる社会的価値観の表出）の変動などに伴い、社会のあり様が変わっていき、婚姻の観念やそれをめぐる法もまた変化しうるのである²⁹。

以上に述べたことは、「法というものの全体像」のイメージを、エールリッヒの理論を核として（ヴェーバー流の法の定義を念頭におきながら、ハートの議論も視野に入れて）説明する試みであった。残された課題は、その「全体像」に登場する、「法」の持ついくつかの側面に考察を広げていくことである。まずは、紛争および紛争解決の話へと展開していくことにしよう。

第6講（紛争概念と紛争解決）

紛争という言葉は、「地域紛争」「民族紛争」「宗教紛争」（あるいは端的に「戦争」）などの地域的・価値的広がりをもった人間的混乱として（したがって、その負の側面が強調されて）捉えられるのが、一般社会的には普通なのかもしれない。しかし、ここでは、そもそも「紛争」とは何なのか、その概念を正確に認識することから始

²⁹ 社会変動が「法規」の相対化・流動化を招いた最近の例として、非嫡出子の法定相続分（民法900条）をめぐる裁判所の判断（2013.9.4 最高裁大法廷決定）と国会における法改正の進展を挙げることができる。長らく実定法（「法規」）として効力をもった民法の条文であっても、「法規範」への還流が滞るならば「法規」としての実効性を失うことになる。（なお、この事例は、新たな「法規」を生み出す過程で、社会の中から「法規範」を吸い上げる形で「裁判規範」が示され、既存の「法規」の流動化が促進されたものであると解することもできる。）前注25参照。

めて、紛争と紛争解決についての全体像を素描してみたいと思う。すでに第5講において述べたように、「紛争」と「法」はともに社会秩序の維持に寄与する。紛争とはすなわち法の流動化であり、それによる秩序の相対化こそが法を再生させる原動力となるのである。このことを踏まえて、以下に、基本となる紛争概念および紛争処理・紛争解決の社会的指針について考察してみたい。

まず、紛争とは何かについて、すなわち紛争の概念を導く理解枠組み（モデル・図式）について考えてみよう。紛争は「法＝権利」（ドイツ語の *Recht*）の存在を前提として、自らの権利を侵害されたと認識する側（「被害者」）が、権利を侵害していると想定される側（「加害者」）を特定し、被害者が加害者に救済を求めて、その申し立てに対して後者が拒絶（ないし無視）の態度をとる場合、それが「紛争」である。個人間紛争を想定するのがもっともわかりやすいであろうが、当事者が集団や組織であっても、被害者と加害者を想定して被害者側の権利追求という図式に当てはめることで「紛争」を経験的探求の対象とすることは可能である。

紛争は以下のように「展開」する³⁰。理論的には、実際上の侵害が生じていてもそれに被害者が気づかないという事態もありうる。これを「未認知侵害 (*unperceived injurious experience*)」と呼ぶ（石綿被害、放射線被害、セクハラ被害などがすぐに想起される）。この状態を“問題だ！”と認識する変容（展開）が「問題化（ネーミング *naming*）」であり、その変容が起きるかどうかには、何を当たり前として受け入れるかということ（ものごとの「前提」となる認識のありよう）が大きく作用する。「前提」は語られないことが多いので、それまで当たり前とされていたことを問題視するようになるためには、一般的には、何らかの状況変化が必要になる（例えば、教育や自然災害などを通じた文化変容など）。

事態を問題視するようになっても、その問題の原因が明確なケースばかりではない。誰が加害の責任を負うべきなのかが特定されなければ、その先の「紛争の展開」は望めないのである。すなわち、「問題化」を通じて「既認知侵害 (*perceived injurious experience*)」となった事態について、「帰責化（ブレイミング *blaming*）」という責任帰属の認識が次に求められる。何か不都合なことが生じたときに、人がどこにその原因（責任）を求めようとするか（これを帰責行動と呼ぶ）については、社会学・

³⁰ 紛争の展開モデルの詳細については、和田安弘「トラブルの展開」（和田仁孝他編『交渉と紛争処理』日本評論社、2002年）を、紛争展開の実証研究例としては、前掲拙著『法と紛争の社会学』第4章などを参照。

社会心理学の領域で「帰属理論」という学問的蓄積がある。我々は、その知見に基づいて、「帰責化」についての考察を進めることができる。

責任帰属まで明確になった問題は「困りごと（グリーヴァンス *grievance*）」と呼ばれ、その困った事態に対して、責任があるとされた相手方に対して救済を求めることが「要求化（クレイミング *claiming*）」である。ただし、すべての「困りごと」について「要求化」が生じるわけではない。それが表面化しないケースも多いことは経験的データの示すところである³¹。また、「問題化」に関しては「前提」に関する議論が、「帰責化」に関しては「帰属理論」の応用に関する議論が、「要求化」に関しては「権利」および「権利意識」についての議論が、それぞれ紛争処理論に隣接する関心事として注目されることになる³²。

では、このような紛争を社会的に処理し解決するためには、どのような対応が求められるのであろうか。この問題についての考察を確実に進めるために、リアリティという言葉の意味を今一度ここで確認しておきたいと思う。「現実（リアリティ）」と「事実（ファクト）」の違い、および社会規範が「現実」に転化することについては、すでに第3講において述べたとおりであるが、紛争解決の視点から、繰り返しも厭わずに、「現実」と「事実」の区別を以下のように確認しておきたい³³。

我々は、対象を認識する際に、決して、その対象を対象そのままに認識することはありえない。認識という作用自体が、本質的にそういうことなのである。刺激を受け取る側にすでに備わった装置（身体的能力から、身についた知識や価値観・規範意識までのすべてを含めて）を通して認識が成立するのであって、対象そのものにはじめから自足的に「意味」が備わっていて、我々が反射的にそれを受け取っている、というのではない。つまり、我々の認識はすべて、いわば加工された「現実」なのであり、それをそれ以前にある（と措定される）「事実」そのものと誤解してはいけない。「事実」は一つでも「現実」は人の数だけ存在する。だから、「同じもの」を見ても、実は同じものは見ていない。見ていないにもかかわらず、同じものを見

³¹ 前掲拙著『法と紛争の社会学』第4章、同『紛争と共感のリアリティ』第2章など参照。

³² 帰責の仕組みについては、前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』第1章にその要点がまとめられている。日本人の権利意識（特に、近代的権利義務規範と伝統的な義理規範の二重構造）については、前掲拙著『法と紛争の社会学』第5章などに論点が整理されている。

³³ 似たような言葉ではあるが、世の中の「T: 真実 (*truth*)」と「R: 現実 (*reality*)」と「F: 事実 (*fact*)」は明確に区別されなければならない。これらの言葉は、微妙にしかし決定的に異なった概念である。私はこれを「TRF問題」と呼んでいる。

ていると信じ込んで疑わない人は少なくないであろうが。

その基本認識の上に、「合理的な紛争解決」という考え方が出来上がる。これは、広く「交渉学」として知られた、ハーバード大学交渉研究プロジェクトの研究成果を中心とするものであるが、1981年にアメリカで *Getting to YES* (邦訳：『ハーバード流交渉術』) という著書が公刊されたことに始まると考えてよい³⁴。関連する文献はたくさん存在するが、GTY の続編という位置づけにあるのは、GTY の共著者の一人 (William Ury) が単著として 1991年に公刊した *Getting past NO*、および、GTY の共著者のもう片方 (Roger Fisher) が心理学者との共著として 2005年に公刊した *Beyond Reason* (邦訳：『新ハーバード流交渉術』) である³⁵。

合理的な紛争解決の指針は、GPN の中で以下のように五つに標題化されている。

《1》 やり返すな・一息入れろ (Don't React : Go to the balcony)

《2》 言い返すな・歩み寄れ (Don't Argue : Step to their side)

《3》 拒むな・再構成せよ (Don't Reject : Reframe)

《4》 急かすな・道を作れ (Don't Push : Build them a golden bridge)

《5》 切れるな・道を示せ (Don't Escalate : Use power to educate)

言い返したりやり返したりしてしまえば反撃は反撃を生むばかりであるから、その反応の連鎖を断ち切らなければならない。そのためにまず、自らの感情をコントロールすることを心がけるべきである。次は相手の感情問題に対処することを考える。感情のバリアを張られていては理を説いても通じない。よく聴き、しっかり受けとめ、同意できる点では同意することで友好的な歩み寄りが可能になる。自他の感情問題が一段落したら、本来のインタレスト指向の問題解決に向けて、「枠組み転換 (reframing)」を試みる。発想の転換による合意の形成に向けて、新たな選択肢の創出である。ただし結論を急いではならず、最終的な合意への障害となるものを除いていき、強引な力の誇示にならないように周到に配慮することが求められる。

³⁴ 松浦正浩『実践！交渉学：いかに合意形成を図るか』（ちくま新書、2010年）参照。

³⁵ Roger Fisher & William Ury, *Getting To Yes*, Random House, 1981,1991. (改訂版邦訳：金山宣夫他訳『新版ハーバード流交渉術』TBSブリタニカ、1998年)；William Ury, *Getting Past No*, Bantam Books, 1991,1993. (初版邦訳：斎藤精一郎訳『ハーバード流 NO と言わせない交渉術』三笠書房、2000年)；Roger Fisher & Daniel L. Shapiro, *Beyond Reason*, Harvard Negotiation Project, 2005. (Penguin Books, 2006) (邦訳：印南一路訳『新ハーバード流交渉術』講談社、2006年) ※GPNの改訂版(1993年)には邦訳が存在しないようであるが、初版からはかなり本質的な変更がなされており、内容的にも格段に優れているように思われるので、本稿では改訂版に基づき議論している。

合理的な紛争解決においては、上記のように、感情問題の処理が非常に重要な課題として取り上げられている。2005年のBRでは、臨床心理学（認知療法）のアイデアに基づき、感情に影響する五つの「核心的関心事（core concerns）」に注目し、それらに留意することで感情問題に対処しようとする。その五つとは、①「感謝の気持ちを示されること、大切に思われ相応に扱われること“appreciation”」、②「仲間として受け入れられること、敵対的に扱われないこと“affiliation”」、③「自律を認められ自分の判断が尊重されること、つまり理由なく一方的に指図されないこと“autonomy”」、④「意義を否定されるような地位に貶められないこと、つまり誇りを奪われないこと“status”」、⑤「自分でやりがいがあると感じられる役割を担えること“role”」である。これらの「関心事」は良好な人間関係を維持していくために我々が常に配慮すべき点であり、そこに十分な配慮がなされていれば、肯定的な感情が生じると想定されるわけである。

そのようにして「合理的な紛争解決」の実現が構想されるわけであるが、こうした「合意」に基づく紛争解決によって、すべての社会秩序が維持されたり更新されたりするわけではない。権力（現代社会では、究極的には「国家権力」）に基づく、強権的な「紛争処理」の過程もまた社会の中に用意されていなければならない。第4講において述べたように、K（習律）やR（法）に対する違背に対しては、社会は公式的なサンクションを用意している。典型的には「裁判」（狭義には「訴訟」）がその仕組みである。そしてこれには、長い歴史がある³⁶。それが、資本主義的原理の浸透した、我々のよく知る現代社会になると、あらゆる紛争が個人を基本とする法的主体間の権利をめぐる争いとして構成され、その処理は国家的管理の下に置かれるようになるのである。この変化を「法化（legalization）」と呼んでいる³⁷。

³⁶ 日本における近代的裁判制度は明治期になってから本格的になるが、中世や近世の時代にも裁判は存在した。ただ、かつての訴訟は、必ずしも個人単位のものではなく、村落共同体などの存在に大きく左右されるのが通例であった。過去と現在をつなぐ法制史研究にも法社会学的関心は重なる。例えば、羽下徳彦『点景の中世：武家の法と社会』（吉川弘文館、1997年）で描かれた中世の法の姿、歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』（青木書店、2000年）所収の関連論稿における公権力と紛争主体との裁判をめぐる位置関係、渡辺尚志『武士に「もの言う」百姓たち：裁判でよむ江戸時代』（草思社、2012年）で紹介された江戸時代の訴訟事例など参照。

³⁷ 「法化」に対抗する社会的な動きが「非法化（delegalization）」である。19、20世紀のそうした大きな流れに着目し、高名なR・スミスやR・パウンドによる歴史的文献の検討を通じて、現代のADR（代替的紛争処理）にまでつながる議論の流れを分析したものとして、和田安弘「軽微紛争処理に関する理論的一考察」（東京都立大学法学会雑誌26巻2号、1985年）参照。

しかし、紛争処理は、本来、法的に加工された問題処理に限定されるべきものではない。対立する者が、異なるリアリティに基づき、感情と実体の二つの次元ですれ違う。ここに紛争というものの原風景がある。真に秩序を回復しようとするれば、法的処理に収斂する「紛争処理」だけでは不十分であり、リアリティの相違を相互に認識することを通じて、法的処理のみに限定されない、納得し理解しあう問題解決もまた模索されるべきであろう。上述した「合理的な紛争解決」と適切な「感情制御」はそのための指針であり、単なる「処理」ではない「解決」がそこに展望されることによって、「裁判」の望ましい将来像が描きだされるはずである³⁸。

おわりに

第1講から第6講まで、社会・社会化・社会規範・法・紛争について述べてきた。この先には、権利観念・権利意識・裁判（訴訟）などをめぐる考察が続く予定であるが、それは別稿（本稿の続編）に譲る。ここから先の話がどのような展開となるのか、筆者にもまだ明確なヴィジョンはない。

しかし、おおよそのイメージはできている。すでに講義では幾度も語ってきた諸問題である。おそらく次稿では、まず、権利という観念の中味を確認することから始めて、それがどのようにして世界標準の存在になったのか、その概念を近代化と産業化（資本主義化）の歴史の中に位置づけ、さらに、その一般論が日本という社会においてどのくらいまたどのように当てはまるのかについて考える。日本社会において「権利主張」をするということはどのような意味をもつことなのか、権利主張の典型的ないし究極的な形である「訴訟」を中心に考えてみたい。最後に、権利という概念を法学の基本に立ち返る原理的な議論の中に位置づけ、社会が法に求めべきものは何なのかという根本問題についても考察するつもりである。そんなことを考えている。それでは、この続きを語る次の機会を楽しみに、ごきげんよう。

³⁸ 裁判（訴訟）とADRに関しては、別稿（本稿の続編）においても、権利の視角から新たに考察したいと考えている。なお、前掲拙著『紛争と共感のリアリティ』は、ここでの問題関心である、紛争処理と紛争解決の融合という課題について、「リアリティの共有」というキーワードを軸として、その実現可能性についてさまざまな角度から検討を試みたものである。問題の所在の明確化を通じて、その解決に向けた展望を示唆するものとなっていれば幸いである。

参考文献一覧（姓アルファベット順）：

- ・ Peter L. Berger & Thomas Luckmann, *The Social Construction of Reality*, Doubleday, 1966
- ・ 江原由美子『生活世界の社会学』勁草書房、1985年
- ・ Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, 1913 (Duncker & Humblot, 1929)
- ・ E・エールリッヒ（河上倫逸他訳）『法社会学の基礎理論』みすず書房、1984年
- ・ Roger Fisher & William Ury, *Getting To Yes*, Random House, 1981,1991
- ・ Roger Fisher & Daniel L. Shapiro, *Beyond Reason*, Harvard Negotiation Project, 2005. (Penguin Books, 2006)
- ・ Erich Fromm, *The Art of Loving*, Unwin Paperbacks, 1975 (originally published in 1957)
- ・ Anthony Giddens, *Sociology*, 6th ed., Polity Press, 2009
- ・ Erving Goffman, *The Presentation of Self in Everyday Life*, Anchor Books, 1959
- ・ 羽下徳彦『点景の中世：武家の法と社会』吉川弘文館、1997年
- ・ H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Oxford Univ. Press, 1961 (2nd ed., 1994)
- ・ E. Adamson Hoebel, *The Law of Primitive Man*, Harvard Univ. Press, 1954
- ・ 池田謙一『社会のイメージの心理学』サイエンス社、1993年
- ・ 池田清彦『正しく生きるとはどういうことか』新潮社、1998年
- ・ 石村善助『法社会学序説』岩波書店、1983年
- ・ 岩井奉信「立法過程の政治学」法社会学 44号、1992年
- ・ Abraham H. Maslow, *Motivation and Personality*, 3rd ed., Longman, 1987
- ・ 松浦正浩『実践！交渉学：いかに合意形成を図るか』ちくま新書、2010年
- ・ George Herbert Mead, *Mind, Self, and Society*, Univ. of Chicago Press, 1934 (Paperback 1967)
- ・ 歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年
- ・ Alfred Schutz, On Multiple Realities, in *Collected Paper 1* (Maurice Natanson, ed.), Mrtinus Nijhoff, 1962
- ・ 平英美・中河伸俊編『新版・構築主義の社会学』世界思想社、2006年
- ・ 上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房、2001年
- ・ William Ury, *Getting Past No*, Bantam Books, 1991,1993
- ・ 和田安弘「軽微紛争処理に関する理論的一考察」東京都立大学法学会雑誌 26 卷 2 号、1985年
- ・ 同『法と紛争の社会学：法社会学入門』世界思想社、1994年

- ・ 同「トラブルの展開」(和田仁孝他編『交渉と紛争処理』日本評論社、2002年)
- ・ 同『紛争と共感のリアリティ：「リアリティの共有」に関する法社会学的考察』大阪公立大学共同出版会、2012年
- ・ 渡辺尚志『武士に「もの言う」百姓たち：裁判でよむ江戸時代』草思社、2012年
- ・ Max Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922 (5Auflage, 1972, J.C.B.Mohr)
- ・ M・ウェーバー (阿閉吉男・内藤莞爾訳)『社会学の基礎概念』角川文庫、1974年
- ・ Herbert G. Wells, *The Country of the Blind*, in *The Collector's Book of Science Fiction by H. G. Wells*, Castle Books, 1978 (originally published in 1904)

Sociology of Law, Narrative 1

Yasuhiro WADA

This article depicts the diverse character of the author's lectures on sociology of law at Osaka Prefecture University. Drawing on the author's recently published book, *Realities of Conflict and Compassion*, the central themes of his lectures are explicated in a detailed narrative. Theoretical observations are illustrated with simple examples to articulate the disciplines of sociology of law and conflict resolution. Beginning with the essence of society and socialization, the article also highlights the various social norms and the social order established through dispute processing within legal system. Narrative 2 is forthcoming in the next issue of this journal.